

第3章 参考資料

- 【別紙1】 施策の基本体系及び参考となる指標
- 【別紙2】 食の安心・安全に関する用語集
- 【別紙3】 鹿児島県食の安心・安全推進条例
鹿児島県食の安心・安全推進条例施行規則

【別紙 1】

施策の基本体系及び参考となる指標

| 基本施策 | 施策の方向 | 取組内容 | 参考となる指標 | 現状(R元) | 目標(R7) | |
|---------------------------------|------------------------------|--|--|---|--------------------|--------------------|
| 1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上 | (1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策 | ア 自主的な生産工程管理の取組の促進 | ①かごしまの農林水産物認証制度 (K-GAP) の充実・普及 | ○かごしまの農林水産物認証制度における認証件数 | 317件 | 320件 |
| | | | ② 国際認証GAP等への取組支援 | ○JGAP等認証取得件数 ○JGAP家畜・畜産物の認証取得経営体数 | 144件 10件 | 190件 44件 |
| | | イ 生産資材、動物・水産用医薬品等の適正使用及び監視指導等の充実 | ③農薬の適正使用の推進 | ○農薬販売店における農薬指導士設置割合 | 53.6% | 80.0% |
| | | | ④農薬の販売・管理・使用に関する監視指導 | ○農薬販売店における農薬指導士設置割合 (再掲) | 53.6% | 80.0% |
| | | | | ○立入検査における違反件数割合 (H27~R元平均) | 18.9% | 10.0% |
| | | | ⑤肥料の生産や販売に関する監視指導 | ○肥料法違反件数 | 10件 | 0件 |
| | | | ⑥動物用医薬品の管理、販売等に関する監視指導 | ○動物用医薬品使用実態調査の実施状況 | 87件 | 80件 |
| | | | | ○医薬品調査の指導状況(動物用医薬品販売業等の許可数に対する割合) | 168件 (実施率4.8%) | — (実施率50%) |
| | ウ 環境保全への配慮 | ⑦飼料の安全性確保に関する普及、監視指導 | ○飼料の製造・販売及び使用等に関する立入検査・巡回点検指導件数 (飼料製造・販売業者等に対する割合) | 308件(3.1%) | 301件(4.4%) | |
| | | | ○不適正な事例件数 | 0件 | 0件 | |
| | ウ 環境保全への配慮 | ⑧水産用医薬品の適正使用の推進 | ○水産用医薬品適正使用指導等研修会の開催回数 | 2回 | 3回 | |
| | | ⑨IPM(総合的病害虫・雑草管理)技術をはじめとした環境と調和した農業の普及推進 | ○露地オクラ栽培におけるIPM技術(土着天敵利用)の取組面積 | 42ha | 60ha | |
| | | | (対象:JAいぶすき管内) | | | |
| | | | ⑩家畜排せつ物の適正処理と堆肥の活用促進 | ○県畜産有機物有効利用推進調査による家畜排せつ物の利用状況(適正処理仕向率) | 5,776千t (92.7%) | 6,038千t (98.0%) |
| | | | ⑪自然環境や生産環境の保全に配慮した特用林産物の栽培方法及び肥料の適正な使用方法などの情報提供 | ○たけのこ生産者養成講座の開催回数 ○原木しいたけ養成講座の開催回数 | 1回 1回 | 1回 1回 |
| | (2) 製造・加工・流通・販売段階における監視指導の充実 | 県食品衛生監視指導計画等に基づく監視指導や食品の検査 | ⑫施設への立入検査(監視指導) | ○標準的な立入回数を設ける業種(施設)への監視指導(毎年度策定した計画に基づく達成率) | 103% | 100% |
| | | | ⑭食品等の検査 | ○食品の添加物、成分規格基準、残留動物用医薬品、残留農薬などの検査(毎年度策定した計画に基づく達成率) | 106% | 100% |
| ⑮学校・社会保健福祉施設等集団給食施設の監視指導 | | | ○給食施設に対する監視指導(毎年度策定した計画に基づく達成率) | 73.6% | 100% | |
| ⑯いわゆる健康食品による健康被害防止のための買上検査 | | | | | | |
| ⑰水産物卸売市場における有毒魚介類等の流通監視 | | | ○水産物卸売市場への実態調査 | 36件 | 36件 | |
| (3) 消費段階における安全性の確保 | | ⑱食の安心・安全の確保に関する基礎的な知識や情報の周知 | ○各種広報媒体を活用した情報発信回数 (食品の衛生管理等に関する知識や情報) | 定期発信4回 | 4回 | |

| 基本施策 | 施策の方向 | 取組内容 | 参考となる指標 | 現状(R元) | 目標(R7) |
|---------------------------------|---|--|---|------------------------|-----------------------|
| 1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上 | (4) HACCPに沿った衛生管理の推進及び工程管理導入の促進 | ⑱食品関連事業者へのHACCPに沿った衛生管理の導入支援 | ○HACCP制度普及のための講習会実施回数 | 263回 | 82回 |
| | | ⑳畜産関連施設への衛生管理が「ドライ」等の徹底及びHACCP方式を活用した管理の普及 | ○飼養衛生管理基準立入検査の実施状況(対象農場に対する割合) ○HACCP認証農場数 | 8,438戸(91%) 22農場 | 全戸(100%) 25農場 |
| | | ㉑衛生管理型の水揚施設の整備支援や自主的衛生管理への取組促進 | ○水揚施設の衛生管理状況実態調査 | 36件 | 36件 |
| | | ㉒HACCP等高度な衛生管理手法に対応できる人材の育成 | | | |
| | (5) トレーサビリティの推進 | ㉓米トレーサビリティ制度の適正運用 | ○米トレーサビリティ制度の普及啓発 ○食品表示実態調査における適正率(米穀等) | (研修会開催) 1回 96.4% | (研修会開催) 2回 100% |
| (6) 食の安心・安全の確保に向けた調査・研究等の推進 | ⑳化学肥料や化学合成農薬の使用量の低減に必要な病害虫防除技術や施肥管理技術の開発等 | ㉔茶れさくんの導入促進 | ○茶れさくんの県内茶工場導入率 | 64.4% | 72.5% |
| | | ㉕水産用医薬品の使用低減のための養殖技術の開発 | ○医薬品使用低減に向けた養殖技術に関する講習会の実施回数 | 2回 | 3回 |
| | | ㉖食品等に起因する様々な問題についての解決法や再発防止策を得るための調査・研究 | ○調査・研究事例数 | 4題 | 4題 |

| 基本施策 | 施策の方向 | 取組内容 | 参考となる指標 | 現状(R元) | 目標(R7) |
|-------------------------------|-------------------|--|--|----------------------------|----------------|
| 2 食品表示の適正化による消費者への的確な情報の伝達・提供 | (1) 食品表示の適正化の推進 | ㉗食品表示関係法令の周知 | ○食の安心・安全情報メール等を活用した情報発信件数 | 24件 | 24件 |
| | | ㉘食品表示に関する相談対応 | | | |
| | (2) 食品表示に関する監視、指導 | ㉙食品表示実態調査等の実施 | ○食品表示法(品質事項)に基づく食品表示の適正表示率 ○商品量目立入検査の検査回数 | 92.1% (5年間平均) 7,652回 | 100% 7,700回 |
| (3) 消費者の理解促進 | ㉚消費者の食品表示に関する理解促進 | ○商品量目調査会及び計量教室の実施 ○食の安心・安全情報メール等を活用した情報発信件数(再掲) | 2自治体 24件 | 5自治体 24件 | |

| 基本施策 | 施策の方向 | 取組内容 | 参考となる指標 | 現状(R元) | 目標(R7) |
|----------------------------|---|------------------------------|--|-----------------|-----------------|
| 3 農林水産物の病気や害虫のまん延防止による安定供給 | (1) 各種疾病・病虫害等の発生防止対策の推進 | ㉛農作物栽培における病虫害の適期防除の推進 | ○トビイロウンカの被害面積 | 10ha | 0ha |
| | | ㉜家畜の各種疾病の発生動向の把握、防疫指導、検査等の実施 | ○死亡牛のBSI検査の実施状況 ○高病原性鳥インフルエンザ等に関する「Eリッパ」検査の実施状況 | 対象牛全頭 対象農家全戸 | 対象牛全頭 対象農家全戸 |
| | | ㉝魚病の防疫指導及び各種疾病の実態調査 | ○養殖衛生管理指導を行った養殖経営体数(割合) | (5年間平均) 71% | 75% |
| (2) 危機管理体制の整備 | ㉞各種疾病等に関する危機発生事案毎のマニュアルに基づく対応 ・平時からの情報の共有化や連携の強化による事案発生の未然防止と事案発生時の迅速かつ適切な対処 | ○防疫演習の実施件数 ○ミカンコミバエ定着市町村 | 20件 0市町村 | 20件 0市町村 | |

| 基本施策 | 施策の方向 | 取組内容 | 参考となる指標 | 現状(R元) | 目標(R7) | |
|-------------------------------|--|--|--|----------------------|----------------------------------|--|
| 4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保 | (1) 食の安心・安全の確保に向けた生産者・食品関連事業者の取組に関する情報発信 | ⑳かごしまの農林水産物認証制度(K-GAP)の認知度向上 | ○ツイッターの投稿回数 | 12回/年 | 12回/年 | |
| | | ㉑かごしまブランド産品をはじめとした県産農畜産物の認知度向上に向けた取組 | ○「かごしまの食ウェブサイト」を活用した情報の発信件数 | 653件 | 870件 | |
| | | ㉒「かごしま畜産の日」の活動を通じた生産者と消費者の相互交流, 理解促進 | ○体験学習会・出前授業の開催回数 ○県産畜産物の安心・安全のPRと消費拡大キャンペーン等の開催回数 | 8回 1回 | 10回 1回 | |
| | | ㉓「かごしまのさかな」ブランド認定魚の認知度向上 | ○認知度向上にかかる, 展示会等における啓発取組回数 | 11回 | 11回 | |
| | | ㉔安心・安全な特用林産物の認知度向上 | ○食の安心・安全情報メール等を活用した情報発信件数(再掲) | 24件 | 24件 | |
| | | ㉕食品関連事業者の食の安心・安全に対する取組の情報発信 | ○食の安心・安全情報メール等を活用した情報発信回数(再掲) | 24件 | 24件 | |
| | (2) 食の安心・安全の確保の推進を担う人材の育成 | ㉖地域における食の安心・安全の確保に係る正しい理解の浸透に寄与する人材の育成 | ○食の安心・安全推進パートナーシップ制度への登録者数 | 1,090人 | 1,500人 | |
| | | ㉗農業者や食品関連事業者など食の安心・安全の確保を図る人材の育成 | ○食のプロデューサー育成セミナー参加者数 | 5年間平均(レベル1) 30人/年 | 30人/年 | |
| | (3) 健康への被害(まん延)防止対策 | ㉘自主回収報告制度を活用した健康被害防止対策 | | | | |
| | | ㉙感染症対策など, 健康被害防止情報をはじめとする各種情報の収集及び整理と正確かつ適切な情報の提供 | ○食の安心・安全情報メール等を活用した情報発信回数(再掲) | 24件 | 24件 | |
| | (4) リスクコミュニケーションの推進 | ㉚・食の安心・安全の確保に関する基礎的な知識や情報の周知 ・生産者, 食品関連事業者, 県民その他の関係者間における情報の共有と意見交換の場の提供 | ○食の安心・安全情報メール等を活用した情報発信回数(再掲) | 24件 | 24件 | |
| | | | ○セミナー等への参加者数 | 1,534人/年 | 2,400人/年 | |
| | (5) 健康増進に関する施策との連携 | ㉛健康かごしま21の推進 ・適切な食生活習慣の普及・定着 ・産業界との連携による食環境の整備 | ○1日当たりの食塩の平均摂取量 | (H30) 9.9g | (R4) 8g未満 | |
| | | | ○1日当たりの野菜の平均摂取量 ○かごしま食の健康応援店 | (H30) 291g 749店舗 | (R4) 350g以上 (R4) 1,000店舗以上 | |
| | (6) 食育に関する施策との連携 | ㉜「家庭」, 「学校, 保育所等」, 「地域」における食育の推進 | ○意識して県産農林水産物を購入する人の割合 | 84.1% | 90%以上 | |

| 基本施策 | 施策の方向 | 取組内容 | 参考となる指標 | 現状(R元) | 目標(R7) |
|---|---|--|---------|--------|--------|
| 5 食の 安心・ 安全の 確保に 向けた 推進体 制の整 備 | (1) 「鹿児島県食の安心 ・安全推進委員会（企 画推進部会）」の運営 | ㊦基本計画等の進捗状況の評価 | | | |
| | (2) 危機管理体制の整備 | ㊧・食に関する危機発生事案ごとのマ ニュアル等に基づく対応 ・平時からの情報の共有化や連携の 強化による事案発生の未然防止と 事案発生時の迅速かつ適切な対処 | | | |
| | (3) 国, 他の都道府県, 市町村その他の関係機 関・団体との連携 | ㊨・内閣府食品安全委員会, 消費者庁, 厚生労働省, 農林水産省など国と の連携や他都道府県との連携 ・県内市町村等との連携 | | | |

【別紙2】

食の安心・安全に関する用語集

| 用語 | 解説 |
|--|---|
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (旧：薬事法) | <p>医薬品、医薬部外品、化粧品や医療機器の品質、有効性及び安全性の確保のために必要な規制を行うとともに、医療上特にその必要性が高い医薬品や医療機器の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図ることを目的とする。</p> <p>動物に用いられる医薬品等については、品質、動物に対する有効性及び安全性を確保するため、品目毎に承認や再審査等を行うとともに、製造や販売の許可等の規制を行っている。さらに、食用動物用の医薬品については、畜水産物への残留を防止するため、動物用医薬品の使用者が遵守すべき基準を定めている。</p> |
| 牛海綿状脳症 (BSE) | <p>牛の病気の一つで、BSEに感染した牛では、異常プリオンタンパク質と呼ばれる病原体が主に脳に蓄積することによって、神経細胞が壊死し、空胞変性を起こし、脳の組織がスポンジ状になる。その結果、異常行動、運動失調等の中枢神経症状を呈し、死に至ると考えられている。牛から牛にBSEがまん延したのは、BSE感染牛を原料とした肉骨粉を牛の飼料として使っていたことが原因と考えられており、現在のところ、生体診断法や治療法はない。</p> <p>我が国での最終発生は平成21年1月で、これまで36頭(令和3年2月時点)が確認された。</p> |
| 牛海綿状脳症対策特別措置法 (BSE特措法) | <p>牛海綿状脳症の発生を予防するとともに、まん延を防止するための特別の措置を定めること等により、安全な牛肉を安定的に供給する体制を確立し、国民の健康の保護並びに肉用牛生産及び酪農、牛肉に係る製造、加工、流通及び販売の事業、飲食店営業等の健全な発展を図ることを目的とし、平成14年に制定された。</p> |
| 家畜伝染病予防法 | <p>家畜の伝染性疾患の発生の予防やまん延の防止をすることにより、畜産の振興を図ることを目的とする。</p> <p>家畜の伝染性疾患の発生の予防やまん延の防止をするための対応(検査、家畜伝染病の患畜等の届出、殺処分等)について規定するとともに、家畜や畜産物の国際流通に起因する家畜の伝染性疾患の伝播を防止するための輸出入検疫について規定している。</p> |
| 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 | <p>野積み・素堀りを解消し家畜排せつ物の管理(処理や保管)の適正化を図りつつ、家畜排せつ物の利用促進を図ることにより健全な畜産業の発展に資する目的で、平成11年に制定された。</p> |
| 景品表示法 | <p>景品表示法は、正式には、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)という。消費者なら、誰もがより良い商品やサービスを求めるが、実際より良く見せかける表示が行われたり、過大な景品付き販売が行われると、それらにつられて消費者が実際には質の良くない商品やサービスを買ってしまい不利益を被るおそれがある。</p> <p>景品表示法は、商品やサービスの品質、内容、価格等を偽って表示を行うことを厳しく規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額を制限することにより、消費者のみなさんがより良い商品やサービスを自主的かつ合理的に選べる環境を守っている。</p> |
| 計量法 | <p>昭和26年法律207号。計量の基準を定め適正な計量の実施を確保し、経済の発展および文化の向上に寄与することを目的とする法律。総則、計量器に関する事業、計量の安全確保、検定、型式の承認、比較検査および基準器検査、計量証明の事業、取締り、計量士、事業場などの指定、再検査および不服申立て、計量行政審議会、雑則、罰則などからなる。</p> |
| 健康増進法 | <p>急速な高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が増大していることから、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善を始めとする国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。</p> <p>食品関係の内容としては、乳児用、幼児用、妊婦用、病者用等、特別の用途に適する旨を表示する特別用途表示(特定保健用食品を含む)に係る許可、健康保持増進の効果等についての虚偽又は誇大な広告等の禁止等について規定している。</p> |

| 用語 | 解説 |
|------------------------|---|
| 口蹄疫 | <p>口蹄疫ウイルスが原因で、偶蹄類の家畜（牛、豚、山羊、綿羊、水牛など）や野生動物（ラクダやシカなど）がかかる病気。口蹄疫に感染すると、発熱したり、口の中や蹄の付け根などに水ぶくれができたりするなどの症状がみられる。</p> <p>口蹄疫にかかると、子牛や子豚では死亡することもあるが、成長した家畜では死亡率が数%程度といわれている。しかし、偶蹄類動物に対するウイルスの伝播力が非常に強いので、他の偶蹄類動物へうつさないようにするための措置が必要である。</p> |
| 高病原性鳥インフルエンザ | <p>鳥インフルエンザはA型インフルエンザウイルスによる鳥類の感染症であり、抗原型からH1～16、N1～9の亜種に分類される。家畜伝染病予防法では、そのうち、急性の経過をたどり、罹病率、致死率ともに高いものを高病原性鳥インフルエンザ（HPA I）とし、HPA Iには該当しないがH5若しくはH7亜型のウイルスの感染によるものは、高病原性に変異する可能性が高く、低病原性鳥インフルエンザ（LPA I）として、強制的な防疫措置の対象となる。</p> |
| 食品衛生法 | <p>食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制を講じることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする。</p> <p>食品、添加物、器具や容器包装の規格基準、表示及び広告等、営業施設の基準、またその検査等について規定している。</p> |
| 食品表示法 | <p>販売の用に供する食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとともに、食品衛生法、健康増進法及びJAS法による措置と相まって、国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>食品表示基準の策定、不適正な表示を行った食品関連事業者に対する指示・命令、適正な表示の確保のための立入検査等について規定している。</p> |
| 植物防疫法 | <p>輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物を駆除し、及びその蔓延（まんえん）を防止し、農業生産の安全及び助長を図ることを目的とした法律。昭和25年制定。</p> |
| 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 | <p>飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、もって公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的とする。</p> <p>飼料又は飼料添加物についての製造、保存、使用、表示等の基準・規格の制定や基準・規格に適合しない飼料の製造等の禁止等を規定している。</p> |
| 水産エコラベル | <p>生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物に対して、消費者が選択的に購入できるよう商品にラベルを添付する認証スキームのことです。</p> |
| 世界食品安全イニシアティブ（GFSI） | <p>世界的に展開する食品企業が集まり、食品安全の向上と消費者の信頼強化のため、協働して食品安全管理の承認等を行う民間団体です。</p> |
| 総合的病害虫・雑草管理（IPM） | <p>総合的病害虫・雑草管理（Integrated Pest Management）の略称で、利用可能なすべての防除技術（耕種の防除、物理的防除、生物的防除、化学的防除）の経済性を考慮しつつ、総合的に講じることによって、病害虫・雑草の発生を抑える技術。IPMを通じて、人に対する健康リスクと環境への負荷を軽減するとともに、生態系が有する本来の病害虫・雑草への抑制機能を引き出すことが可能となる。</p> |
| 農業生産工程管理（GAP） | <p>農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことです。</p> <p>これを我が国の多くの農業者や産地が取り入れることにより、結果として食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待される。</p> |

| 用語 | 解説 |
|--------------------------------|---|
| 農薬取締法 | <p>農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。</p> <p>農薬の登録、製造・輸入・販売・使用の規制、立入検査、回収命令、罰則等について規定している。</p> |
| HACCP (ハサップ) | <p>食品の衛生管理システムの一つ。「危害要因分析重要管理点」ともいう。</p> <p>1960年代にアメリカで宇宙食の安全性を高度に保証するために考案された製造工程管理のシステムで、頭文字が略語としてHACCPと呼ばれている。</p> <p>HACCPは、原材料の受入れから最終製品までの食品の製造・加工の各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入等の危害要因をあらかじめ分析(HA: Hazard Analysis: 危害要因分析)してリストアップし、危害の防止につながる特に重要な工程(CCP: Critical Control Point: 重要管理点)を継続的に監視・記録するシステム。問題のある製品の生産や出荷を未然に防止し、最終製品の安全性の向上を図ることが可能となる。</p> <p>HACCPシステムによる衛生管理を実施するためには、前提として「衛生標準作業手順」(SSOP: Sanitation Standard Operating Procedures)の策定と実施等、一般的衛生管理が適切に実施される必要がある。</p> |
| 肥料の品質の確保等に関する法律 (旧: 肥料取締法) | <p>肥料の生産等に関する規制を行うことにより、肥料の品質等を確保するとともに、その公正な取引と安全な施用を確保し、もって農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資することを目的とする法律。</p> <p>肥料の登録、施用の規制、立入検査、回収命令及び罰則等について規定している。</p> |
| 豚熱(CSF) | <p>豚熱ウイルスにより起こる豚、いのししの熱性感染症で、強い伝染力と高い致死率が特徴で、治療法は無く、発生した場合の家畜業界への影響が甚大であることから、家畜伝染病予防法の家畜伝染病に指定されている。</p> |
| 豚流行性下痢 (PED) | <p>豚とイノシシがかかる病気で、水様性下痢が主な症状で、ヒトには感染しない。また、体力のない10日齢以下のほ乳豚では高率に死亡する場合があるが、成長した豚は、発症しても回復し、また、感染しても発症しない場合もある。</p> |
| 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 | <p>米・米加工品に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米・米加工品の産地情報の提供を促進し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的とする。</p> <p>通称「米トレーサビリティ法」と呼ばれ、米・米加工品事業者に対し、取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達の義務付けについて規定している。</p> |
| リスクコミュニケーション | <p>リスク分析(リスクアナリシス)の全過程において、リスク管理機関、リスク評価機関、消費者、生産者、事業者、流通、小売等の関係者(ステークホルダー)がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換すること。リスクコミュニケーションを行うことで、検討すべきリスクの特性やその影響に関する知識を深め、リスク管理やリスク評価を有効に機能させることができる。</p> |

出典)：食品安全委員会 食品の安全性に関する用語集(第6版)、農林水産省及び厚生労働省HP